

令和5年度 第2回 みんなで支える森林づくり佐久地域会議

次 第

日 時 令和6年 3月 11日 (月)
15時00分～
場 所 佐久合同庁舎404会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 「開かれた里山の整備・利用計画」について 資料1

(2) 令和5年度及び令和6年度森林づくり県民税活用事業について . . 資料2

(3) その他、意見交換

4 閉 会

みんなで支える森林づくり佐久地域会議開催要綱

(開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、佐久地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策について、地域住民の代表者等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり佐久地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

なお、地域会議は、地方自治法 138 条の 4 第 3 項の規定による法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 佐久地域振興局は、佐久地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容、事業実施後の成果の検証及び評価等について、地域会議において意見を聴く。

(構成員)

第3 地域会議は、局長が依頼する者をもって構成する。

(組織)

第4 地域会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

3 座長代理は、構成員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(開催期間)

第5 地域会議は、令和 6 年 3 月 31 日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 30 日から施行する。

平成 25 年 7 月 22 日 改正

平成 29 年 8 月 1 日 改正

令和 元年 6 月 24 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

みんなで支える森林づくり佐久地域会議 傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 懇話会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名及び住所又は所属を記載の上、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛にしてください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影又は録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為はしないでください。
- (4) その他、座長の指示に従ってください。